

市県民税の改正に関するお知らせです

◎問い合わせ先 税務課 (☎ 82-1125)

● 住宅ローン控除が変わります



■対象者

平成 11 年～ 18 年または平成 21 年～ 25 年の間に入居した人で、所得税の住宅ローン控除の適用があり、住宅ローン控除額が所得税から控除しきれなかった人

■控除額

次のうち、いずれか小さい方の額を控除します。

- 前年分の所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった金額
 - 所得税の課税総所得金額等に 0.05 を乗じた額
- ※限度額は 97,500 円です。

● 上場株式等の配当・譲渡益に対する軽減税率が延長されます

■延長期間

平成 21 年 1 月 1 日～平成 23 年 12 月 31 日

● 上場株式等の配当の分離課税

■内容

上場株式等に係る配当所得について、申告分離課税を選択できるようになります。それに伴い、上場株式等に係る譲渡損失と損益通算できるようになります。ただし、分離課税を選択した場合、配当控除は受けられなくなります。

◆住宅ローン控除の申請方法は？

入居 1 年目に所得税の住宅ローン控除の確定申告をしてください。2 年目以降は、給与所得のみで年末調整が済んでおり、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている場合は、手続きの必要はありません。

※平成 11 年～ 18 年に入居した人は、今年度まで「市・県民税の住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が必要でしたが、平成 22 年度以降は、原則として申告不要になります。
※市県民税の住宅ローン控除は、申告をした翌年度からが対象となり、過去にさかのぼって控除することはできません。



共同受信施設の

地デジ化助成制度のお知らせ

共同住宅（アパート・マンション）内の共同受信施設や、建物等による受信障害対策として設置された共同受信施設の地上デジタル化に対する助成制度がスタートしています。施設の地上デジタル化対応において、1 世帯あたりの経費負担が過重となる場合、国の助成が受けられます。

助成金の申請は、各地域の「総務省 テレビ受信者支援センター（デジサポ）」で受け付けます。助成を受ける場合は、必ず改修工事の実施前に申請してください。

◇助成対象となる要件

施設の地上デジタル化にかかる費用が、1 世帯あたり 35,000 円を超える場合

◇申請期限

共同住宅の共同受信施設に対する助成	平成 22 年 1 月 15 日まで
受信障害施設デジタル化に対する助成	平成 21 年 12 月 28 日まで

“地デジ”
に関する

お問い合わせは「デジサポ」へ！

◎「デジサポ」ホームページアドレス

⇒ <http://digisuppo.jp/>

◎「デジサポ」助成金相談窓口

⇒ ☎ 0570-093-724 (平日の 9:00 ～ 18:00)

※繋がらない場合は ☎ 03-5623-3121 におかけください。



◎問い合わせ・申請先 山口県テレビ受信者支援センター助成金相談窓口 (☎ 083-922-7076)